

- ・リハビリテーション a：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜マネジメントその評価を行っていること
- b：医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、中止基準、入所者に対する負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと
- ・地域貢献活動 地域に貢献する活動を行っていること
- ・充実したリハ 少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること

○各種加算

※各種加算料金は介護負担割合で上段が1割、中段が2割、下段が3割負担料金となっております

サービス内容	利用料	備 考
初期加算	30円 60円 90円	入所日から30日以内の期間加算
外泊時費用	362円 724円 1,086円	外泊の初日・最終日を除き施設利用料に代えて加算 (月6日を限度)
外泊時費用 (在宅サービス利用の場合)	800円 1,600円 2,400円	外泊時、施設により提供される在宅サービスを利用した場合に加算 (月6日を限度とし、初日・最終日は除く)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円 44円 66円	介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円 36円 54円	介護職員のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算
夜勤職員配置加算	24円 48円 72円	20名に1名以上の夜勤職員が配置してある場合に加算
短期集中リハビリテーション実施加算	240円 480円 720円	入所後3ヵ月以内に、集中的リハビリテーションを個別に実施した場合に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円 480円 720円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月 180円/月 270円/月	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に具体的な助言および指導や相談等に応じて対応している
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月 220円/月 330円/月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
栄養マネジメント強化加算	11円 22円 33円	管理栄養士を適切に配置し、低栄養リスクが高い入所者に対し、関連職種が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行う、食事の調整等を実施すること 低栄養リスクが低い入所者にも変化を把握し、問題がある場合は早期に対応している 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
療養食加算	6円/回 12円/回 18円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算 (1日に3回を限度)
経口移行加算	28円 56円 84円	経管にて食事を摂取している利用者に経口摂取を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として加算
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月 800円/月 1,200円/月	摂食嚥下機能障害があり誤嚥を認める利用者に対して経口摂取を進めるため、医師の指示に基づき特別な管理を行なう場合に加算
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月 200円/月 300円/月	経口維持加算(Ⅰ)に加え、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士等が食事観察及び会議等にかかわった場合

再入所時栄養連携加算	200円/回 400円/回 600円/回	医療機関に入院し、入所前と異なる栄養管理が必要になり、老健と医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し再入所した場合に加算（1回に限る）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月 6円/月 9円/月	褥瘡の発生に至るリスクがあるとされた入所者に対し関連職種が共同してケア計画を作成しその計画書に基づき定期的に計画書の見直しが行われている場合に加算
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月 26円/月 39円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を満たしている施設等において、施設入所等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	34円 68円 102円	在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上であること 地域に貢献する活動を行っていること 基本型を算定していること
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	46円 92円 138円	在宅復帰・在宅療養支援等指標70以上であること 地域に貢献する活動を行っていること 在宅強化型を算定していること
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月 20円/月 30円/月	排せつに介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、関連職種が評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している 他職種が共同して原因を分析し、その分析結果を踏まえた支援計画を作成し、支援を継続して、定期的に支援計画を見直している
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月 30円/月 45円/月	排せつ支援加算（Ⅰ）を満たしている施設等において、要介護状態の軽減が見込まれる場合に加算
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月 40円/月 60円/月	
認知症ケア加算	76円 152円 228円	日常生活に支障のあるおそれのある症状・行動があり、介護を必要とする認知症の入所者に介護保健施設サービスを行った場合に加算
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円 6円 9円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上で認知症介護実践リーダー研修修了者を20名に1名以上配置し、専門的な認知症ケアを実施している
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円 8円 12円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を満たし、かつ認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導を実施している また、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している
若年性認知症入所者受入加算	120円 240円 360円	若年性認知症患者を受け入れ、本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 400円 600円	医師が、認知症・心理症状で在宅での生活が困難であると認め、緊急に入所した場合に加算 （入所日より起算して月7日を限度）
認知症情報提供加算 *	350円/回 700円/回 1,050円/回	認知症の疑いのある方を認知症疾患医療センター等に対して紹介した場合に加算（入所期間中1回を限度）
自立支援促進加算	300円/月	イ：医師が入所時に医学的評価を行うとともに、定期的な見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加 ロ：イの結果、特に自立支援のための対応が必要な利用者に多職種が共同して支援計画を策定し、ケアを実施 ハ：イに基づき、3月1回見直しをしている ニ：イの結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月 80円/月 120円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提出するために必要な情報を活用している
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月 120円/月 180円/月	（Ⅰ）に加え、利用者の疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出している
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	100円/回 200円/回 300円/回	入所後1ヵ月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性について説明し、同意を得て、入所中に評価を行い、変更がある場合は退所時又は退所後1ヵ月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、診療録に記録している また、医師が高齢者の薬剤に関する研修を受講している場合に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円/回 480円/回 720円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）を算定し、薬剤情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円/回 200円/回 300円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、入所中に老健医師とかかりつけ医が共同し、評価・調整し、退所時に処方されている内容が、入所時に比べ1種類以上減少している場合に加算

地域連携診療計画情報提供加算	300 円/回 600 円/回 900 円/回	地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退所時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対し、地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、治療等を行い、診療情報を病院に文書で提供した場合に加算（1 回を限度）
リハビリテーションマネジメント計画書 情報加算	33 円/月 66 円/月 99 円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
ターミナルケア加算 *	1,650 円 3,300 円 4,950 円 820 円 1,640 円 2,460 円 160 円 320 円 480 円 80 円 160 円 240 円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された者でターミナルケアを行った場合に加算 死亡日は 1,650 円または 3,300 円または 4,950 円、死亡日前日及び前々日は 1 日に 820 円または 1,640 円または 2,460 円、死亡日以前 4～30 日は 1 日に 160 円または 320 円または 480 円、死亡日以前 31～45 日以下は 1 日に 80 円または 160 円または 240 円
緊急時治療管理費	518 円 1,036 円 1,554 円	救命救急医療が必要となる場合に、緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置などを行った場合に加算 （1 日に 1 回連続する 3 日を限度）
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239 円 478 円 717 円	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎の方に投薬、検査、注射、処置等を行ったときに加算 （月に 7 日を限度） （抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円 960 円 1,440 円	所定疾患施設療養費（Ⅰ）に加え、実施状況を公表しており、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に加算 （月に 10 日を限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）*	450 円/回 900 円/回 1,350 円/回	入所期間 1 月を超える見込みである方の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定等を行った場合及び退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針を決定した場合に加算（入所中 1 回を限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）*	480 円/回 960 円/回 1,440 円/回	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）に加え、診療計画方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算 （入所中 1 回を限度）
訪問看護指示加算	300 円/回 600 円/回 900 円/回	退所時に医師が訪問看護指示書を交付した場合に加算 （入所中 1 回を限度）
試行的退所時指導加算 *	400 円/月 800 円/月 1,200 円/月	在宅に退所される際に療養上の指導を行う場合に加算
退所時情報提供加算 *	500 円 1,000 円 1,500 円	入所期間が 1 ヶ月を越え退所し、在宅及び社会福祉施設等に退所された際に主治医に対して診療情報を提供した場合に加算（入所中 1 回を限度）
入退所前連携加算（Ⅰ）*	600 円/回 1,200 円/回 1,800 円/回	イ：入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める ロ：入所期間が 1 ヶ月を越え退所し、居宅サービスを利用する場合、退所に先立って利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行う（入所中 1 回を限度）
入退所前連携加算（Ⅱ）*	400 円/回 800 円/回 1,200 円/回	入退所前連携加算（Ⅰ）のロの要件を満たすこと （入所中 1 回を限度）
安全対策体制加算	20 円/回 40 円/回 60 円/回	研修を受けた担当者か配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数× 3.9%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施し、サービスを行った場合に加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数× 0.8%	介護職員処遇改善加算を取得している事業所が賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等を行っている場合に加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数× 2.1%	介護職員処遇改善加算を取得し、職場環境等要件に関し、複数取り組みを行い、HP への掲載等を通じた見える化を行っている場合に加算

*については1ヵ月以上の入所利用に限る

2) その他の料金 (以下特記のないものは全て1日当たりの料金となります)

食費	居住費		
	従来個室	多床室	ユニット型個室
1,815円	1,720円	377円	2,066円

食費、居住費については、以下のとおり軽減措置があります。

【段階別負担金額】

軽減区分		食費	居住費 (従来個室)	居住費 (多床室)	居住費 ユニット型
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税生活保護の受給者等	300円	490円	0円	820円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下	390円	490円	370円	820円
第3段階	第3段階① 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	650円	1,310円	370円	1,310円
	第3段階② 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円超	1,360円	1,310円	370円	1,310円
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	1,815円	1,720円	377円	2,066円

※配偶者も市町村住民税非課税であり、預貯金等が単身で500～650万円、

夫婦で1,500～1,650万円以下であること。

※負担の軽減を受けるためには、介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。

日常生活費	300円	日常生活において通常必要になるものに係る費用
電気代(1品毎)	55円	テレビ、加湿器、電気毛布等
	11円	小型電化製品(ラジオ、ラジカセ等)
テレビ貸出料	165円	電気代含む
文書作成料	4,400円	死亡診断書等の医師が作成するもの
証明書発行料	550円	入退所に係る証明等
理美容代(立替)	実費	委託業者によるカット、染め等

※この他、利用者が選定する特別な食事の費用、健康管理費(インフルエンザ予防接種代)、

教養娯楽費、行事費、私物の洗濯代、新聞代に関しましては、実費をいただきます。

※料金表の内容は法令の改正等で変わることがあります。